

## 公立大学法人青森県立保健大学中期計画（案）の概要

中期計画の期間（P 1）

平成 20 年度から平成 25 年度まで

大学の教育研究等の質の向上

## 1 教育

## 1) 学生の育成（P 1）

学士課程	No 1 新たなカリキュラムを編成する。 No 2 演習・実習の改善 No 3 英語教育の改善
大学院課程	No 4 実践的研究能力を育成する。 No 5 博士後期課程の授業形態、研究指導・支援体制を改善する。 No 6 院生の研究成果の公表を促進する。 No 7 社会人の受け入れを促進する。 No 8 連携大学院の構築。

## 2) 教育内容等（P 8）

教育プログラムの再編	No 9 カリキュラムの点検を行う。 No10 導入教育を充実する。 No11 学生ボランティア活動を促進する。
教育方法の改善	No12 教育内容の充実を図る。 No13 客観的な成績評価基準を整備する。 No14 GPA 導入を検討する。 No15 学部長リスト(Dean's List)、学長リスト(President List)等を設立する。 No16 新たな評価方法を開発する。

## 3) 教育の実施体制（P 13）

教員の教育能力の向上	No17 学生による授業評価の実施 No18 ピア評価の実施 No19 業績評価の実施 No20 F D研修の実施
教育環境の整備	No21 授業分担を調整する。 No22 学科間の連携体制を充実させる。 No23 他大学との連携
学習環境の整備	No24 図書館の充実 No25 教育資源の機能集約 No26 サテライトの継続 No27 大学スペースの有効活用

学生の受入れ	No28 選抜方法の見直しを行う。 No29 高大連携を推進する。 No30 大学院の長期在学を可能とする。 No31 単位取得退学者の修了制度を導入する。 No32 学生募集活動事業を実施する。
学生への支援	No33 窓口体制を充実させる。 No34 健康指導及び管理の充実を図る。 No35 授業料免除制度、奨学制度について検討する。 No36 学生の自主的活動を支援する。 No37 良き「伝統」と「誇り」を培う。
学生へのキャリア支援	No38 就職相談窓口を設置する。 No39 国家試験対策事業を実施する。

## 2 研究 ( P 3 1 )

研究内容	No40 地域が抱える研究課題に対応する学科横断的で学際的なプロジェクト研究を推進する。
研究水準の向上及び研究成果の活用	No41 産官学連携研究や知的財産の活用により、研究成果を社会に還元し、保健の増進、地域経済の発展に寄与する。 No42 研究水準及び研究成果を検証する。 No43 国内外への論文投稿 No44 競争資金や国が推進するプロジェクト研究等への応募 No45 教員研究費に係る制度設計の見直し
研究実施体制等の整備	No46 学内研究費の競争配分により研究内容を高め、外部研究資金の獲得に努める。 No47 研究活動を円滑に行うための基盤整備を行う。

## 3 地域貢献 ( P 4 0 )

地域連携の強化	No48 保健医療福祉の専門職者に対するキャリアアップ教育を実施する。
情報提供	No49 教育及び研究成果に係る情報提供を適時適切に行う。 No50 講演会等の企画立案の充実及び迅速化を図る。 No51 公開講座の充実を図る。
国際交流	No52 国際交流関係機関・団体等との意見交換を行う。 No53 生活や健康に係る公開講座・講演会などを開催する。 No54 海外の大学等の教育機関との国際交流を推進する。 No55 教員の研究活動・学生の研修活動（語学など）に、国外でも取り組みやすいシステムを検討する。 No56 留学生、海外研修生の修学を支援する仕組みを作る。
人材供給	No57 県内の医療機関・社会福祉施設等へ募集の働きかけを行う。

業務運営の改善及び効率化（P 47）

運営体制の改善	No58 目標管理体制を構築する。 No59 監査業務体制を整備する。
教育研究組織の見直し	No60 教育研究組織の継続的な見直し No61 他大学との連携による教育研究活動の活性化及び高度化の推進 No62 個人研究費等の配分方法の見直し
人事の適正化	No63 優れた教育研究者の確保 No64 人事評価システムの整備 No65 事務職員に対する業務研修制度の導入 No66 教職員の定数管理計画の策定 No67 適切な授業科目担当配分による公平性の確保 No68 事務職員の計画的な配置
事務等の効率化・合理化	No69 事務組織の継続的な見直し No70 事務の集約化及び効果的な外部委託の実施 No71 プロパー職員の計画的な配置及び専門性の育成
広報活動の推進	No72 効果的な広報活動の推進

財務内容の改善（P 58）

外部研究資金	教育関連収入	No73 学生納付金等の見直し
その他の自己収入の増加	研究関連収入	No74 外部研究資金の積極的導入 No75 共同研究、受託研究費及び奨学寄附金の獲得の推進
	財産関連収入	No76 宿泊施設に係る料率の見直し及び大学施設の有料開放の推進
経費の抑制		No77 「コスト削減プラン」の構築 No78 管理運営経費の縮減 No79 学内情報システムに係る管理体制の合理化 No80 契約期間の複数年度化及び調達方法の見直し No81 人件費の縮減
資産の運用管理の改善		No82 資産の運用管理体制の構築による資産の延命 No82 資産の学内外での共同利用及び地域開放の推進

自ら行う点検及び評価並びに情報の提供（P 67）

評価の充実	No84 自己点検・評価に取り組む体制の構築 No85 第三者評価機関による評価の実施 No86 本学独自の評価委員会等の継続的運営 No87 厳正かつ客観的な評価基準・システムの確立
評価結果の活用	No88 改善計画を策定及び実施
情報提供	No89 教育の成果・効果を検証及び公表 No90 評価結果の公表

その他業務運営（P72）

施設設備の整備、活用等	No91	施設設備の省エネ化
	No92	施設のあり方・活用方策への多様な意見の反映
安全管理	No93	危機管理に係る意識啓発
	No94	情報セキュリティポリシーの構築
	No95	個人情報の保護
人権啓発	No96	人権教育の推進
法令遵守	No97	法令遵守活動の推進

その他（P77）

予算総額	10,776 百万円（平成 20 年度～平成 25 年度）
収支計画総額	11,170 百万円（平成 20 年度～平成 25 年度）
資金計画総額	10,776 百万円（平成 20 年度～平成 25 年度）
短期借入金の限度額	2 億 5 千万円
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	なし
剰余金の使途	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる。
施設及び設備に関する計画	なし
人事に関する計画	省略
積立金の処分に 関する計画	なし
その他の事項	なし

公立大学法人の中期目標及び中期計画について

	中期目標	中期計画
制度上の位置付け	法人が達成すべき業務運営に関する目標として、知事が定め法人に指示するもの。 〔法25条〕	中期目標を達成するための計画として、法人が作成し知事の認可を受けるもの。 〔法26条〕
記載事項	中期目標の期間 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 業務運営の改善及び効率化に関する事項 財務内容の改善に関する事項 〔以上、法25条〕 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 公立大学法人の場合のみ 〔法78条〕 その他業務運営に関する重要事項 〔法25条〕	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 剰余金の使途 その他県の規則で定める業務運営に関する事項 〔法26条〕
作成プロセス	法人の意見を聴き配慮する。 公立大学法人の場合のみ 〔法78条〕 評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経る。 〔法25条〕	評価委員会の意見を聴く。 〔法26条〕
評価委員会との関わり	中期目標期間の終了時に、評価委員会は、中期目標の達成状況について評価を行う。 〔法30条〕 法人の業務の実績を評価する際の基準という側面を有する。	

注：表中「法人」とは地方独立行政法人(公立大学法人)を、「法」とは地方独立行政法人法を指す。